

## 新潟市アーケード等連絡協議会規約

### (目的)

第1条 新潟市アーケード等連絡協議会(以下「協議会」という。)は、道路に設置するアーケード及び道路の上空に設ける通路、渡り廊下(以下「アーケード等」という。)の取扱いについて、関係機関相互の連絡調整を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 本協議会は、新潟市アーケード等連絡協議会という。

### (組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長には新潟市土木部土木総務課長を、委員には次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 新潟市土木部土木総務課長
- (2) 新潟市都市政策部都市計画課長
- (3) 新潟市建築部建築行政課長
- (4) 新潟市消防局設備保安課長
- (5) 所管警察署交通課長
- (6) 所管区役所建設課長

3 会長は、必要と認めるときは、関係行政機関及び関係人を臨時委員として参加を求めることができる。

### (協議事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) アーケード等の設置許可等に関する事項
- (2) アーケード等の設置基準についての制限の付加等に関する事項
- (3) アーケード等の設置禁止区域に関する事項
- (4) その他アーケード等に関する必要な事項

### (協議会の開催)

第5条 協議会の開催は、会長が招集する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため新潟市土木部土木総務課に事務局を置く。

#### 付 則

この規約は、昭和58年12月16日から施行する。

#### 付 則

この規約は、昭和63年11月29日から施行する。

#### 付 則

この規約は、平成13年1月1日から施行する。

#### 付 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規約は、平成19年7月1日から施行する。

#### 付 則

この規約は、平成21年6月1日から施行する。

#### 付 則

この規約は、平成25年3月1日から施行する。